

松阪市議会
中島 議長様

平成26年7月23日
報告者 松阪市議会
前川幸敏

視察報告

今回、下記のとおり行政視察を実施いたしましたのでその内容を報告いたします。

記

1、視 察 の 日 程 平成26年7月15日～7月17日

2 視 察 先・視 察 項 目

函館市・公共事業の適正化に向けた取り組みについて

室蘭市・老朽危険家屋対策について

白老町・民族共生の象徴となる空間の整備等について

3 視 察 参 加 者 前川幸敏

4 視 察 内 容 (要点のみ記載)

以上

(視察内容)

[函館市]公共事業の適正化に向けた取り組みについて

公共事業の施工にあたっては、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図ると共に、下請負契約および工事代金等の支払の適正化などにより事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され次の事項について十分配慮し、優良な工事および委託の完成を期して下さいとの事です。

1. 公共事業における労務単価の積算について
2. 下請負の適正化および下請負人選定通知書提出の励行について
3. 雇用通知書の完全発行について
4. 法定労働時間の厳守および年次有給休暇の付与について
5. 労働者の福祉向上について
6. 建設業退職金共済制度等への加入について
7. 消費税の適正納付等について
8. 前払金の適正使用について
9. 有資格者の適正な配置について
10. 工事用車両による事故の防止について
11. 労働者の事故防止について
12. 産業廃棄物の適正処理について
13. 地元業者の活用、地元資材の優先的使用について
14. 地元労働者、季節労働者の雇用拡大について

函館市発注工事に係る元請、下請適正化指導要綱

上記の要綱は 11 条からなり、第 1 条の目的は函館市発注工事に係る元請・下請の適正化を図ることを目的と定め以下。

一括委任または一括下請負の禁止

下請負人の選定

下請契約の締結

下請代金の支払等

施工体制台帳の提出

下請における雇用管理等

任意保険等

勤労者退職金共済機構への加入等

資材業者の保護

工事事故防止等

尚、函館市は受注業者に対して

下請負人選定通知書および施工体制台帳提出の励行について

貴社が発注をした工事で、その一部の施工を下請負に付する場合は、契約書第 7 条の規定により発注者に対して下請負人選定通知書を提出しなければならない。

加えて請負代金額が 130 万円以上の工事については、施工体制の一層の適正化を図るため、下請負代金額に係わらず、施工体制台帳および施工体系図の提出が必要となる。

又、第 6 条の規定から一括委任、一括下請負は禁止されている。

業務委託の場合も、契約書第 6 条の規定により委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせることは、本市の書面による承認がある場合を除き禁止となっている。

下請負業者および資材業者の取引関係については、下請負代金等の支払い時期について十分配慮され、適切に処理をされるようお願いされている。

尚、下請負人選定通知書および施工体制台帳の提出の義務を怠ったり、下請負代金等の不払いや支払いの遅延、工事の一括下請負、業務委託の第三者への再委託があった場合は、指名停止等の措置も含めて厳正に対処する事になりますので、このような事態が発生しないよう特段の配慮をお願いするとなっている。

[函館市建設工事下請状況等調査試行実施要綱]

この要綱は、発注する建設工事において、元請負人と下請負人(二次以下の下請負人を含む)交通誘導業務を行う会社および運搬業務を行う会社等)との間における契約状況を把握し、元請負人等と下請負人等との間において適正な労務費に基づく契約が結ばれることを目的とした調査「建設工事下請状況等調査」を試行的に実施することに関し必要な事項を定めたものです

第 1 条は、上記の趣旨で、以下、

第 2 条は、対象工事では下請状況等調査の対象工事は施工体制台帳の提出を求める工事のうち、次に掲げる工事とする。

1. 積算労務単価報告書において、公共工事設計労務単価と比較して 10 % 以上の乖離があること。
2. 落札価格と最低制限価格との差が僅少な工事。
3. 前年度の下請状況等調査において改善報告を求めた者が請け負っている工事。
4. その他、市長が必要と認める工事。

第 3 条は、実施方法で、調査対象者、調査項目、調査方法、調査結果による改善等状況の報告で調査により、改善が必要と判断したものについては、受注者に対し改善状況報告を求める旨通知するとともに、建設工事下請状況等調査改善等状況報告書により改善等状況の報告を求める。

第 4 条は、その他として、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとなっています。



函館市役所にて建設部より説明を受ける

(所感)

公共工事における適正な労働条件、公正な賃金や工事の品質確保等に向けた要請文書を受注業者等に対し配布しておられ元請け・下請けの適正化を図るため、「函館市発注工事に係る元請・下請適正化指導要綱」を定め、下請業者や現場で働く労働者に不利にならないように元請業者に要請されている。

又、二省(国土交通省と農林水産省)協定に基づく設計労務単価を提示し、適正な賃金の支払いについて要請されている。

建設労働者の福祉の増進を図るため「函館市発注工事に係る元請事業主による建設業退職金共済制度関係事務受託処理要領」を定め、建退共済制度の普及と適正な履行の確保を要請されている。

又、これらの要請については文書の配布のみではなく、電話による下請代金等の追跡調査や工事着手時および工事完成時に建退共済関係書類の提出を義務付け、チェック体制の充実を図っておられ、今回の視察を松阪市へ提案していきたいと思います。

[室蘭市] 老朽危険家屋対策について

現状と今後の取り組みについて

老朽危険家屋の状況

市民からの苦情・所有者または法定相続人等による対策・未対策等々

老朽危険家屋の発生要因

高度成長期に建てられた建築物が概ね耐用年数を迎える

大企業の合理化等に伴い所有者が市外に転居し放置をした

少子高齢化による人口減少や経済の低迷等、相続人が遠方に居住または存在しない
他の起因による債権等の返済が不可能など

老朽危険家屋対策に関する経緯

過去は、個人の財産のため原則「民事不介入」して指導のみ

近年は、不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れがあるため、行政による対策が必要

個人の財産に関する公費投入の是非の議論

政策課題に位置付け

一部局では解決できない課題を横断的に連携して対応する課題

平成21年4月から位置付け、政策推進本部で協議検討

平成21年4月 空き家対策の窓口として都市政策課発足

平成24年5月 対策会議を立ち上げ庁内全体で検討開始

平成24年9月 関係団体との協議・パブコメの実施

平成25年1月 空き家等の適正管理条例の施行

政策推進本部の構成

市長・副市長・教育長の特別職および総務部・企画財政部・生活環境部・保健福祉部・経済部

都市建設部・港湾部・教育委員会の各部長職

空き家等の管理不全な状態とは

著しい老朽化により、倒壊もしくは飛散し、またはそのおそれがある状態

不特定者の侵入等により、火災予防上危険があり、若しくは犯罪及び青少年の非行行為
の防止上好ましくない場所となり、又はそのおそれがある状態

交通の障害となり、又はそのおそれがある状態

その他、近隣住民の生活環境の保全及び安全確保の上で著しい恐れがある状態

喫緊に対策を要する老朽危険家屋の状況

喫緊に不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れのある建築物対策の検討

政策推進本部で老朽危険家屋対策に関する室蘭市の方針と対策フローを決定

老朽危険家屋対策に関する室蘭市の方針

安心・安全で豊かな地域社会へ対応したまちづくりの推進

市民の生命・財産を守るため危険な建物等の所有者または法定相続人に対して措置を履行
するよう調査指導の強化を図るとともに所有者が死亡、相続放棄されている建物等は、措
置の履行が望めないことから著しく不特定多数の市民に危険を及ぼす恐れがあると認め
られる建物等は本市により保安上必要な措置を講ずるものとする

方針の内容

危険な建物等の所有者または法定相続人に対して、調査をはじめ文面による指導等の強化
を目的

所有者が死亡、相続放棄されている建物等は、改善が望めないため本市により直接措置す
ることを目的



室蘭市役所にて、徳中副議長に出迎えていただきました。

不特定多数の市民の基本的な考え方は

公道や公共施設など多くの市民が利用に供する位置付け。

特定の市民の基本的な考え方は

隣接建物のみへの影響且つ物損のみ等、危険を回避することが可能な隣接住民等
保安上の措置の記載の内容は

不特定多数の市民や公道等を対象

建物解体や防御、規制等の対策により安全を図ることを目的

老朽危険家屋の危険度の考え方について

建物本体の倒壊、崩落等による危険度

付属物、壁等の落下の規模、重量、高さ等による危険度

敷地の余裕状況等による危険度

公道等に与える危険度、規制による影響度

周辺建物等への危険度

所有者、法定相続人調査

法定相続人の優先順位

債権関係の取扱い

各々の債権者から担保する建物等について、本市による解体、除去並びに債権の放棄について実印の捺印、印鑑証明を添付していただき文書にて同意を得る。

今後の取り組み

大半の老朽危険家屋は、所有者または法定相続人が存在しており、指導・勧告・命令・応じない場合は、行政代執行による法的な強制力をもって対処すべきと考えるが、建築基準法や民法等の判例や解釈等、整理に至っていない状況で平成24年度の機構改革により都市計画から都市政策課へ変更し、まちづくりを含めた住宅政策を担う体制に移行予定として老朽危険家屋対策に関する条件の制定に向けて取り組む予定。



〔所感〕

室蘭市は、新日鉄とか神戸製鋼とか大企業があり鉄の町と言われていましたが今は最盛期の時の人口よりかなり減少したと聞かされました。

市では、空き家対策とか老朽危険家屋対策を全課で取り組んでいられる事が今回の視察の重要な項目でした。

今までは、取り組みの方針を決めて担当する課が受け持つて解決をされていたと思いますが、一つの家屋に対して、いろんな問題が出てくると思う。

例えば、隣接する家屋に対して安心・安全面で問題はないのか、景観に対してはどうかとか。一部の部局では解決できない課題もあると思いますので、横断的に課と課が問題点を出し合って解決していく連携プレーが大事と感じた。

松阪市は、極端な人口減少はないと思うが重要な政策課題として位置付けをしていく事を提案していきます。

【白老町】 2020年・白老ポロト湖畔に国立博物館開設決定
民族共生の象徴となる空間の整備について



白老町長・戸田安彦様と名刺交換をさせていただきました。

基本方針について

平成26年6月13日・閣議決定

象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてのアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、白老町に整備するものとする。

象徴空間の役割は、アイヌの歴史、文化等に関する展示及び調査研究並びにアイヌ文化の伝承、そのための人材育成、体験交流、情報発信及び豊かな自然を活用した憩いの場の提供その他の取組を通じてアイヌ文化の復興に関する我が国における中核的な役割を担う。アイヌの人々の遺骨及びその副葬品の慰霊及び管理は、先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌ人の遺骨及び付随する副葬品が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、象徴空間に遺骨等を集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担う。

象徴空間は、アイヌ文化の復興の中核となる国立のアイヌ文化博物館及び国立の民族共生

公園を設置する区域と中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図るための関連区域と遺骨等の慰霊及び管理のための施設。

象徴空間の一体的運営を図るため、アイヌの人々の主体的参画を確保しつつ、象徴空間を総合的かつ一体的に管理運営するための基本計画及び中期事業計画の策定

中核区域の施設を一体的に運営し、アイヌ文化の伝承、人材育成、体験交流活動の実施に当たる運営主体の指定と関係者による運営協議会の設置。

象徴空間は、アイヌ文化の復興等を図るとともに国際観光や国際親善に寄与するために平成32年に開催される2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて一般公開するものとするとの事です。

また、遺骨等の集約については象徴空間の一般公開に先立ち、関係者の理解の下でできる限り早期に行うものとする。

また、正式な名称は、一般公開までに関係者の意見も聴いて決定をするとの事です。



戸田町長から、国立博物館開設決定を町おこしと生かしていくと熱く語っていただきました。

[所感]

2020年・東京オリンピックの年に白老町ポロト湖畔へアイヌ民族の共生の象徴となる空間が開設決定した事に心から喜んでいきます。

そして、旧三雲町出身の松浦武四郎が北海道と名を付け、アイヌの人々の文化伝統を共に心から思っていた事は、武四郎が残した資料等から感じとれます。

武四郎も平成27年には、生誕200年を迎え、又、武四郎記念館が開設して20年を迎える節目の年となった事を心から祝いたいと思っています。

今回、私は白老町に2回目の視察にいかせていただきましたが、6月に閣議決定をされた事に白老町としてのこれからのハード面とかソフト面で、より前進をした取組みをされると思っています。

又、白老町は、地域発信型博物館事業「アイヌ文化を、より広く、より深く、より遠くへ」と多様で豊かな文化の尊重、異文化との共生、松浦武四郎記念館との新たなチャンネルづくりを基本と考えられて、10月25日～26日には白老町町制施行60周年記念式典にアイヌ民族博物館に松浦武四郎のモニュメント除幕式があり、松阪市からは武四郎記念館館長、学芸員、武四郎研究者の方々が参加をされます。

そして、11月30日には松阪市で姉妹博物館提携調印式をされると聞いていますので、今まで以上に、松阪市と白老町は松浦武四郎とアイヌ民族の関係と同じく良い関係が芽生えていくものと確信をしています。

又、私も2回訪問をする中で、白老町議員小西さんとの友好も生まれて武四郎とアイヌ民族と言う共通点でこれから議員として交流を深めていき、この輪が松阪市と白老町の交流の手助けになるよう良い政策を提案していきたいと思っています。